

防府市介護予防・日常生活支援総合事業の第一号通所事業生活維持型に係る人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱

平成29年2月17日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号事業に係る通所型サービスのうち、緩和した基準によるサービス(以下「生活維持型サービス」という。)の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(事業の一般原則)

第2条 生活維持型サービスを行う事業者(以下「事業者」という。)は、生活維持型サービスの利用者(以下「利用者」という。)の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 事業者は、事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

(事業の基本方針)

第3条 生活維持型サービスの事業は、利用者の住み慣れた地域における自分らしい生活の維持を目的に、自立支援に資する通所型サービスを提供することにより、利用者の心身機能の回復を図り、もって利用者の生活機能の向上を目指すものでなければならない。

(生活維持型サービスの従業者の員数)

第4条 事業者が、当該事業所ごとに置くべき従業者の員数は、生活維持型サービスの単位ごとに、専ら当該サービスの提供に当たる従事者が1以上、利用者の数が15人を超える場合にあっては当該専ら当該サービスに当たる従事者に加えて、当該利用者の数に応じて必要と認められる数とする。

2 前項の規定にかかわらず、従事者は、利用者の処遇に支障がない

場合は、他の生活維持型サービスの単位の従事者として従事することができるものとする。

- 3 前2項の生活維持型サービスの単位は、指定介護事業者であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 4 事業者が、指定通所介護事業者又は指定介護予防通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、生活維持型サービスの事業と指定通所介護の事業又は指定介護予防通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生労働省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）又は介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）附則第2条第3号若しくは第4条第3号の規定によりなお効力を有するものとされた指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとする。

（管理者）

第5条 事業者は、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、当該事業所の管理上支障がない場合は、当該管理者を当該事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

（設備）

第6条 生活維持型サービスの事業所には、サービスを提供するために必要な広さを有する区画を設けるほか、サービスの提供に必要な設備及びに消火設備その他の非常災害に際して必要な設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 事業者が、指定通所介護事業者又は指定介護予防通所介護事業者

の指定を併せて受け、かつ、生活維持型サービスの事業と指定通所介護の事業又は指定介護予防通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準又は指定介護予防サービス等基準に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとする。

(受給資格等の確認)

第7条 事業者は、生活維持型サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定又は総合事業対象者確認の有無及び有効期間を確かめるものとする。

(心身の状況等の把握)

第8条 事業者は、生活維持型サービスの提供に当たっては、利用者に係る地域包括支援センター等が開催するサービス担当者会議(指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号第30条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(地域包括支援センター等との連携)

第9条 事業者は、生活維持型サービスを提供するに当たっては、地域包括支援センターその他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 事業者は、生活維持型サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る地域包括支援センター等に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(介護予防ケアプランに沿ったサービスの提供)

第10条 事業者は、介護予防ケアプラン等が作成されている場合は、

当該計画に沿った生活維持型サービスを提供しなければならない。

(介護予防ケアプラン等の変更の援助)

第11条 事業者は、利用者が介護予防ケアプランの変更を希望する場合は、当該利用者に係る地域包括支援センター等への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(サービスの提供の記録)

第12条 事業者は、生活維持型サービスを提供した際には、当該サービスの提供日及び内容、当該サービスについて法第115条の45の3第3項の規定により利用者に代わって支払を受ける第1号事業支給費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防ケアプランを記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 事業者は、生活維持型サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料等の受領)

第13条 事業者は、生活維持型サービスを提供した際には、その利用者から、当該サービスに係る第1号事業支給費の額から当該事業者を支払われる費用の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 事業者は、前項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受け取ることができる。

(1) 利用者の選定により通常の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

(2) 食事の提供に要する費用

(3) おむつ代

(4) 前3号に掲げるもののほか、生活維持型サービスの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

3 事業者は、前項各号の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。  
(証明書 of 交付)

第14条 事業者は、法定代理受領サービスに該当しない生活維持型サービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供した生活維持型サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。  
(個別サービス計画の作成)

第15条 生活維持型サービスを提供する事業所の管理者は、必要に応じて、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、通所型サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所型サービス個別サービス計画を作成するものとする。  
(利用者に関する市への通知)

第16条 事業者は、生活維持型サービスを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(1) 正当な理由なしに生活維持型サービスの利用に関する指示に従わないことにより、支援の状態の程度を増進させたと認められるとき。

(2) 偽りその他不正な行為によって第1号事業費支給を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第17条 従業者は、現に生活維持型サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(定員の遵守)

第18条 事業者は、利用定員を超えて生活維持型サービスの提供を

行ってはならない。ただし、災害その他やむを得ない事情があると市長が認める場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第19条 事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

第20条 事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(秘密保持等)

第21条 事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 事業者は、当該事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(地域包括支援センター等に対する利益供与の禁止)

第22条 事業者は、地域包括支援センター等又はその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第23条 事業者は、提供した生活維持型サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け

付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 事業者は、提供した生活維持型サービスに関し、法第115条の45の7の規定により市長が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。
- 5 事業者は、提供した生活維持型サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ)が行う法第176条第1項第3号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 6 事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(地域との連携)

第24条 事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した生活維持型サービスに関する利用者からの苦情に関して市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第25条 事業者は、利用者に対する生活維持型サービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族又は当該利用者

係る地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 事業者は、利用者に対する生活維持型サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(記録の整備)

第26条 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 事業者は、利用者に対する生活維持型サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から第1号及び第3号から第5号までにあつては2年間、第2号にあつては5年間保存しなければならない。

(1) 通所型サービス個別サービス計画

(2) 第12条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第16条に規定する市への通知に係る記録

(4) 第23条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第25条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(事業の廃止又は休止の届出及び便宜の提供)

第27条 事業者は、当該生活維持型サービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、次に掲げる事項を市長へ届け出なければならない。

(1) 廃止し、又は休止しようとする年月日

(2) 廃止し、又は休止しようとする理由

(3) 現に生活維持型サービスを受けている者に対する措置

(4) 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

2 事業者は、前項の規定による事業の廃止又は休止の届出をした



ときは、当該届出の日の1月以内前に当該生活維持型サービスを受けていた者であって、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該生活維持型サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要なサービスが継続的に提供されるよう、介護予防マネジメントを行う地域包括支援センター、他の通所型サービス事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(その他)

第28条 この要綱に定めるもののほか、生活維持型サービスの基準に係る必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。